相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍川崎市多摩区堰二丁目九二番地、最後の住所川崎市幸区南加瀬五丁目一八番一二号川崎ナーシングヴィラ春の風　被相続人　亡　小林　ミヤ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二日

川崎市幸区堀川町五八〇番地ソリッドスクエア西館三階　多摩川法律事務所　相続財産管理人　弁護士　増田　尚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市根岸町四丁目六番地一、最後の住所神奈川県横須賀市根岸町四丁目六番三三号　被相続人　亡　嶋津　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二日

神奈川県横須賀市米が浜通一丁目七番地二　サクマ横須賀ビル三〇一　相続財産管理人　弁護士　伊東　秀文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県柏崎市穂波町二〇七七番地二、最後の住所新潟県柏崎市穂波町七番一一号　被相続人　亡　綿　久枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二日

新潟県柏崎市田中一番二号ロイヤルいずみ一階かしわざき法律事務所　相続財産管理人　弁護士　齋藤辰一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県伊那市荒井二一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　竹村　源七

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二日

長野県伊那市下新田三〇四一番地四　相続財産管理人　弁護士　三浦　由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県伊那市西町五七三七番地、最後の住所長野県伊那市五〇四一番地二アーバンNK－A一〇三号　被相続人　亡　竹村　基子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二日

長野県伊那市下新田三〇四一番地四　相続財産管理人　弁護士　三浦　由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市西区久保町一五八番地、最後の住所岐阜県岐阜市此花町四丁目四番地　被相続人　亡　大塚　キヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二日

事務所岐阜市美江寺町一－五岐阜北青色会館四階　弁護士法人岐阜合同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　岡本　浩明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市南大清水町字元町三九三番地、最後の住所愛知県豊橋市大脇町字大脇一三番地九　二一八　被相続人　亡　原田貴美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二日

愛知県豊橋市中橋良町四六番地一　相続財産管理人　司法書士　松﨑　和馬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県南牟婁郡御浜町大字上市木二三二三番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　古部　容子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二日

三重県南牟婁郡御浜町大字柿原二六四番地三　相続財産管理人　舟根　和夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市右京区太秦面影町五番地、最後の住所京都市右京区嵯峨野神ノ木町一七番地　被相続人　亡　大藪　悦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二日

事務所京都市中京区烏丸通三条下ル大同生命京都ビル八階　烏丸法律事務所　相続財産管理人　弁護士　佐竹　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県西臼杵郡高千穂町大字上野八四七番地一、最後の住所大阪市西淀川区姫島一丁目一六番二五号　被相続人　亡　佐藤　正光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二日

大阪市北区西天満四丁目一番二号中之島日光ビル五階五〇一号室　相続財産管理人　弁護士　七尾　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市阿倍野区北畠一丁目二五番地、最後の住所大阪市阿倍野区阪南町四丁目三番二四号ロードヒル阪南町一〇二号　被相続人　亡　伊藤　隆彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二日

大阪市中央区北浜二丁目二番二一号北浜三泉ビル七階　相続財産管理人　弁護士　宮本　圭子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府宇治市木幡河原七番地の一、最後の住所大阪府堺市西区浜寺元町五丁七一五番地田中マンション二Ｆ三号　被相続人　亡　籔内　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二日

堺市堺区中瓦町一丁四番二七号小西ビル六階　相続財産管理人　弁護士　大江　千佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府宇治市木幡河原七番地の一、最後の住所大阪府堺市西区浜寺元町五丁七一五番地田中マンション二Ｆ三号　被相続人　亡　籔内　正子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二日

堺市堺区中瓦町一丁四番二七号小西ビル六階　相続財産管理人　弁護士　大江　千佳

第32期決算公告

平成26年6月2日

札幌市厚別区厚別中央３条２丁目１番40号

株式会社ホーマックニコット

代表取締役社長　熊谷　純

貸借対照表の要旨

（平成26年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,474,795	流動負債	3,187,757
固定資産	4,920,195	固定負債	1,692,481
		株主資本	2,514,833
		資本金	490,599
		資本剰余金	440,599
		資本準備金	440,599
		利益剰余金	1,583,634
		利益準備金	13,384
		その他利益剰余金	1,570,249
		（うち当期純利益）	(147,449)
		評価・換算差額等	△81
資産合計	7,394,990	負債・純資産合計	7,394,990